

# 後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

## 平成28年度 保険料額決定通知書等の送付について

平成28年度の保険料が決定しましたので、7月中旬に決定通知書等をお送りします。  
 保険料の納め方については、通知書の『期別保険料額』をご覧ください。

納期 (月)	保険料額		普通徴収の 納期限
	特別徴収額	普通徴収額	
4月			
5月			
6月			
7月	通知書に記載		
8月			
9月			

- 特別徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の年金から差し引かれます。
- 普通徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の納期限までに納付書等で保険料を納めていただくようになります。ただし、口座振替申請をされている方は、納期限の日に通知書に記載している金融機関から振り替えさせていただきますので、手続きは必要ありません。

## 新しい保険証の送付について

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成29年7月31日  
 被保険者番号 ○○○○○○  
 住 所 大分県 ○○○○○○  
 氏 名 広 城 見 太 郎  
 生 年 月 日 昭和○○年○○月○○日 性別 男  
 資格取得年月日 平成○○年○○月○○日  
 有効期日 平成○○年○○月○○日  
 交付年月日 平成○○年○○月○○日  
 一部負担金の割合 ○ 割  
 保険者番号 ○○○○○○  
 保険者名 大分県後期高齢者医療広域連合

- 注意事項
- 1 保健医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの保険証をその窓口で渡してください。
  - 2 被保険者の資格がなくなったときは、直ちにこの保険証を市町村に提出してください。また、転出の届出をする際は、この保険証を添えてください。
  - 3 この保険証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この保険証を添えて、保険者(後期高齢者医療広域連合)あての届出書を、市町村に提出してください。
  - 4 有効期限を経過したときは、この保険証を使用することはできません。また、有効期限内でも、負担割合等記載内容に変更があった場合、新しい保険証が交付されますので、それまでお持ちの保険証はすみやかに返還してください。
  - 5 不正にこの保険証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この保険証を返還していただくことがあります。

現在お持ちの緑色の保険証は、7月末で有効期限が切れます。8月以降ご使用いただく保険証をお住まいの市町村より、7月中旬にお送りします。

- 新しい保険証は、書留郵便にてお送りします。8月以降は、新しい保険証をご使用ください。
- 新しい保険証は桃色で、有効期限は、平成29年7月31日です。
- 「一部負担金の割合」は、平成27年中の所得に基づいて判定しています。
- 保険証は折りたたみタイプです。半分に折って使ってください。
- 裏面に臓器提供の意思表示ができます。
- 保険証は上記の保険料額決定通知書とは別に送付します。

## 平成28年度 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請受付

住民税非課税世帯で、外来や入院時に自己負担限度額を超えるような場合、減額認定証を医療機関に提示することで、医療費が限度額までの負担となり、入院時の食事代が減額されます。申請先は、お住まいの市町村の後期高齢者医療の担当窓口です。手続き方法など詳細はお住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。

※現在、減額認定証をお持ちの方で、平成28年度の住民税が非課税世帯に属する方(課税世帯に変更になった方や同一世帯に住民税未申告者がいる場合を除く)には、7月中旬以降にお住まいの市町村より、新しい減額認定証をお送りします(保険料及び保険証とは別に送付します)ので、手続きの必要はありません。

### 【非自発的の失業者の保険料の減免について】

非自発的に失業した方は、申請により保険料が減免される場合がありますので、広域連合または市町村の担当課にお問い合わせ下さい。

- 問い合わせ先 / 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771
- 申請窓口 / 津久見市健康推進課 国保年金班 ☎82-4111(内線137)